【文例４】

解雇証明書の交付を求める通知書

ポイント

・解雇理由証明の請求があった場合に証明書を出さないのは労働基準法違反となることを記載すること。

・客観的に合理的な理由がなく、社会通念上相当でない解雇は、労働契約法の規定により無効となることを記載すること。

例文

解雇理由証明請求書

　私は、元号○年○月○日、貴社の××課長から、元号○年○月○日付けで理由を示されることなく（解雇を言い渡される相当な理由とは言えない理由で）、突然に解雇を言い渡されました。

　私には解雇される理由が思い当りません。労働基準法第２２条第２項の規定によると労働者が解雇の理由について証明書を請求した場合は、使用者は遅滞なく交付しなければならないとされています。よって、この規定に基づき解雇の理由を明記した解雇理由証明書を請求しますので、元号○年○月○日までに到着するよう送付してください。

　労働契約法第１６条により、解雇は客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして無効とされます。

　上記に照らし、合理的な理由がなく相当でない場合には、速やかに解雇を撤回してください。

なお、期限までに証明書の送付がない場合には、労働基準法第２２条違反について労働基準監督署に申告しますので、あらかじめご承知ください。

元号○年○月○日

高知県○○市□□町□□番地

○○　○○㊞

高知県□□市□□町

株式会社△△

　代表取締役　△△　△△　様